

第13 漁業・漁村の6次産業化の部

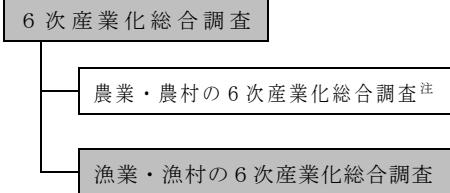
解 説

この部には、「6次産業化総合調査」結果から漁業・漁村における6次産業化の取組状況に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



注：「農業・農村の6次産業化総合調査」については、「第10 農業・農村の6次産業化及び野生鳥獣資源利用の部」を御覧ください。

(2) 調査の目的

漁業・漁村の6次産業化総合調査は、漁業者等による水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としています。

(3) 調査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の1年間としています。ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な直近の1年間としました。

(4) 調査の方法

前年度調査結果を基に、地方自治体、関係団体等からの情報収集により作成した母集団から選定した調査対象に対し、委託した民間事業者が調査票を郵送配布し、オンライン等により回収する自計調査、又は必要に応じて調査員調査により行いました。

2 用語の解説

(1) 事業体

漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいいます。

なお、漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、その営んでいる事業ごとにそれぞれ1事業体としてカウントしました。

(2) 年間販売（売上）金額

漁業生産関連事業における年間販売（売上）金額は、1年間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の事業による販売（売上）金額をいいます。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な直近の1年間としました。

(3) 漁業経営体

利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者をいいます。

(4) 漁業協同組合等

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（沿海地区に所在するものに限る。）及び漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が50%以上出資する子会社、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の下部組織、漁業者グループをいいます。

なお、漁業協同組合については、漁業経営体に該当する場合であっても漁業協同組合等に区分しました。

(5) 漁業生産関連事業

「水産加工」、「消費者に直接販売」、「漁家民宿」等の漁業生産に関連した事業をいいます。

本調査においては、漁業経営体又は漁業協同組合等による以下の4事業をいいます。

ア 水産加工

漁業経営体又は漁業協同組合等が販売的目的として、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使

用し水産加工品を製造することをいいます。

イ 水産物直売所

食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいいます。

ウ 漁家民宿

漁業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいいます。

エ 漁家レストラン

漁業経営体又は漁業協同組合等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）の生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいいます。

(6) 従事者

漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等を含みます。

(7) 雇用者

漁業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいいます。

3 利用上の注意

統計表の経営体数及び事業体数は、1の位を四捨五入しています（例：4 経営体（事業体）→0 経営体（事業体））。